

# 〔討議資料〕

空襲被害者等援護法（仮称）の要綱素案です。  
討議しご意見を寄せてください。

2012年2月 全国空襲被害者連絡協議会

## 空襲等による被害者等に対する援護に関する法律案（仮称） 要綱素案（未定稿）

### 第一 趣旨

この法律は、国の責任において行う、空襲等による被害者等に対する給付金等の支給の援護及び空襲等による被害の実態調査等に関し必要な事項を定めるものとすること。

### 第二 定義

この法律において「空襲等」とは、昭和16年12月8日から昭和20年8月15日までの間に行われた本邦（公海上の日本船舶を含む。）における航空機による爆撃又は射撃、艦船からの砲撃、魚雷の発射、機雷の敷設その他の戦闘行為として政令で定めるものをいうこと。

### 第三 援護

#### 一 援護の種類

この法律による援護は、次のとおりとすること。

- 1 障害給付金の支給
- 2 医療費等の支給
- 3弔慰金の支給
- 4 特別給付金の支給

#### 二 認定

- 1 障害給付金、医療費等、弔慰金又は特別給付金（以下「給付金等」という。）の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行うこと。
- 2 1の認定に関する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都

道府県知事が行うこととすることができるること。

- 3 都道府県知事は、1の認定を行うに当たっては、第四の都道府県空襲等被害協議会の意見を聴かなければならぬこと。
- 4 都道府県知事は、1の認定を行うに当たっては、空襲等による被害を受けてから長い期間が経過し、証拠等の確保が困難となっていること等給付金等の請求をする者の置かれている事情に鑑み、必要な配慮をしなければならないこと。

### 三 障害給付金の支給

- 1 空襲等により負傷し、又は疾病にかかり、これにより別表（※）に定める程度の障害の状態にある者に対し、障害給付金を支給すること。
- 2 障害給付金の額は、別表に定める障害の等級により定めた次の表の金額とすること。

障害の等級（※）	障害給付金の金額
第1級	○○万円
第2級	○○万円
第3級	○○万円

※ 別表において、障害を3等級に区分する。第1級は身体障害者福祉法施行規則別表の第1級・第2級相当の障害、第2級は同表の第3級・第4級相当の障害、第3級は同表の第5級～第7級相当の障害を基礎と

し、これに、空襲等による被害として特有の障害（ケロイドや火傷等の醜状が残った障害）を加える。具体的な障害・症状の分類についてはさらに検討を行うこととする。

- 3 1に該当する者がその障害につき1の障害給付金に相当する見舞金等の支給を受けているときは、障害給付金の額から当該見舞金等の額に相当する金額を控除した金額を支給すること。

#### 四 医療費等の支給

- 1 空襲等により負傷し、又は疾病にかかり、これにより別表に定める程度の障害の状態にある者に対し、戦争被害者手帳（仮称）を交付すること。
- 2 1の戦争被害者手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）が、空襲等による負傷又は疾病につき、都道府県知事が指定する医療機関から医療を受けたときは、その者に対し、医療費を支給すること。
- 3 空襲等による負傷又は疾病により、政令で定める障害の状態にある手帳所持者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、義肢、車いすその他の厚生労働大臣が定める補装具を支給し、又は修理することができること。

#### 五弔慰金の支給

- 1 空襲等により死亡した者の遺族に対し、弔慰金を支給すること。
- 2 弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と

生計をともにしていた者に限る。）とすること。

- 3 弔慰金を受けるべき遺族の順位は、戦傷病者戦没者遺族等援護法第36条の例にならうこととすること。
- 4 弔慰金の額は、死亡した者一人につき○○万円とすること。
- 5 1の遺族が空襲等により死亡した者の死亡につき1の弔慰金に相当する見舞金等の支給を受けているときは、弔慰金の額から当該見舞金等の額に相当する金額を控除した金額を支給すること。

#### 六 特別給付金の支給

- 1 孤児（父又は母が空襲等により死亡したことにより父母のいずれもが存しないこととなった子で、当該死亡した日において未成年者であったものをいう。）に対し、特別給付金を支給すること。
- 2 特別給付金は、孤児各人ごとに支給すること。
- 3 特別給付金の額は、孤児各人ごとに○○万円とすること。
- 4 1の孤児が1の特別給付金に相当する見舞金等の支給を受けているときは、特別給付金の額から当該見舞金等の額に相当する金額を控除した金額を支給すること。

#### ※ 三～六について

日本の国籍を有しない者については、①日本国籍者と同内容の援護を行うこととする、又は②既存の法令（台湾・在日韓国人旧軍人軍属弔慰金法）における旧軍人軍属に対する給付との均衡から①の実現が困難な場合には、支給される給付内容の種類や給付金額の調整を行うこととすること。

#### 第四 都道府県空襲等被害協議会（仮称）の設置

- 1 都道府県における給付金等の支給を受ける権利の認定その他この法律による援護に係る制度の円滑な実施を図るために、都道府県に都道府県空襲等被害協議会（仮称）（以下「都道府県協議会」という。）を設置すること。
- 2 都道府県協議会の委員は、当該都道府県における空襲等による被害者又は当該都道府県において空襲等により死亡した者の遺族を代表する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命すること。
- 3 都道府県協議会に関し必要な事項は、条例で定めること。

#### 第五 被害の実態調査等

- 1 国は、この法律の施行後速やかに、空襲等による人の生命、身体及び財産に係る被害の実態を明らかにするため、広範かつ総合的な調査・研究を行い、その結果を公表するとともに、戦争犠牲を銘記し、戦争犠牲による労苦についての国民の理解を深めるため、追悼碑及び記念館の建設その他の必要な事業を行うものとすること。
- 2 国は、この法律の施行後速やかに、今次の大戦における樺太、南洋群島等この法律の適用を受けない地域における戦闘行為による被害の実態を明らかにするための調査・研究を行い、その結果を公表すること。
- 3 1及び2の調査・研究の円滑な実施を図るため、厚生労働省に空襲等被害調査会（仮称）（以下「被害調査会」という。）を設置すること。
- 4 被害調査会の委員は、空襲等による被害者又は空襲等により死亡した者の遺族を代表する者及び学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。

- 5 被害調査会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができること。
- 6 被害調査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

#### 第六 雜則

- 1 給付金等の支給を受ける権利は、○年間行わないときは、時効によって消滅することとする。
- 2 給付金等の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中止については、裁判上の請求とみなすこと。
- 3 給付金等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 4 租税その他の公課は、この法律の規定により支給を受ける給付金等を標準として、課することができないこと。
- 5 偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができること。
- 6 給付金等の支給と他の法律による給付との併給の調整に関する規定を設けること。
- 7 この法律に基づく給付金等の支給のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めること。
- 8 この法律の規定は、空襲等による被害者等に対する援護に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないこと。
- 9 政府は、この法律の施行後○年を日途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

[要綱素案の図表による説明]

空襲等被害者等援護者と沖縄特措法の関係について

未定稿

政令?協議会?



対象被害

戦時行為等

空襲等  
1941/12/8

空襲等被害者等援護法

時間

1945/9/1

1945/8/15

1944/10/10

沖縄

本土

対象地域

国外  
樺太  
〔南洋諸島等〕

調査

不発弾?



沖縄特措法

